

令和5年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第6号）

令和5年6月23日（金）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第38号 令和5年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議案第39号 市道路線の認定について
- 日程第4 議案第40号 市道路線の廃止について
- 日程第5 議案第34号 瑞穂市印鑑条例及び瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第35号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第36号 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 請願第1号 学校給食費の無償化を求める請願
- 日程第9 議案第37号 令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第10 発議第3号 国の負担で学校給食の無償化を求める意見書
- 日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第12 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査の件
- 日程第13 議会基本条例推進特別委員会の中間報告の件
- 日程第14 議員派遣について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	広瀬守克	2番	藤橋直樹
3番	若原達夫	4番	北川静男
5番	関谷守彦	6番	森健治
7番	森清一	8番	馬渕ひろし
9番	松野貴志	10番	今木啓一郎
11番	杉原克巳	12番	棚橋敏明
13番	庄田昭人	14番	若井千尋
15番	広瀬武雄	16番	若園五朗
17番	松野藤四郎	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	服 部 照	企 画 部 長	磯 部 基 宏
総 務 部 長	石 田 博 文	市 民 部 長	臼 井 敏 明
巢 南 庁 舎 管 理 部 長	広 瀬 進 一	健 康 福 祉 部 長	佐 藤 彰 道
都 市 整 備 部 長	桑 原 秀 幸	環 境 水 道 部 長	矢 野 隆 博
教 育 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 雅 人	会 計 管 理 者	清 水 千 尋
監 査 委 員 事 務 局 長 代 理	西 村 陽 子		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	久 野 秋 広	書 記	古 澤 秀 樹
書 記	廣 瀬 潤 一		

開議の宣告

○議長（庄田昭人君） おはようございます。

本日も傍聴をいただきまして、ありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 諸般の報告

○議長（庄田昭人君） 日程第1、諸般の報告を行います。

2件報告します。

1件目は、お手元に配付しましたとおり、6月14日に若園五朗君から、発議第3号国の負担で学校給食の無償化を求める意見書が提出され、受理しましたので後ほど議題にしたいと思いをします。

2件目は、6月14日に全国市議会議長会の第99回定期総会が東京国際フォーラムで開催され、一般表彰議員15年以上の部で、広瀬武雄議員及び私、庄田昭人の2名、10年以上の部で、棚橋敏明議員の1名が受章され、表彰状が届いております。

それでは、ここで表彰状の伝達を行いたいと思います。

広瀬武雄議員、棚橋敏明議員は演壇の前にお越しく下さい。

〔15番 広瀬武雄君 登壇〕

〔12番 棚橋敏明君 登壇〕

○議長（庄田昭人君） 表彰状、瑞穂市、広瀬武雄殿。

あなたは市議会議員として15年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第99回定期総会に当たり、本会表彰規定によって表彰いたします。令和5年6月14日、全国市議会議長会会長 坊恭寿。

〔表彰状伝達〕（拍手）

○議長（庄田昭人君） 表彰状、瑞穂市、棚橋敏明殿。

あなたは市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第99回定期総会に当たり、本会表彰規定によって表彰いたします。令和5年6月14日、全国市議会議長会会長 坊恭寿。おめでとうございます。

〔表彰状伝達〕（拍手）

〔議長 庄田昭人君 登壇〕

〔副議長 杉原克巳君 登壇〕

○副議長（杉原克巳君） 表彰状、瑞穂市、庄田昭人殿。

あなたは市議会議員として15年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第99回定期総会に当たり、本会表彰規定によって表彰をいたします。令和5年6月14日、全国市議会議長会会長 坊恭寿。代読でございます。おめでとうございます。

〔表彰状伝達〕（拍手）

〔15番 広瀬武雄君 降壇〕

〔12番 棚橋敏明君 降壇〕

〔議長 庄田昭人君 降壇〕

〔副議長 杉原克巳君 降壇〕

○議長（庄田昭人君） おめでとうございます。ありがとうございました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第38号から日程第4 議案第40号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第2、議案第38号令和5年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第1号）から日程第4、議案第40号市道路線の廃止についてまでを一括議題といたします。

これらについては、産業建設委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設委員長 森清一君。

○産業建設委員長（森 清一君） 改めまして、おはようございます。

議席番号7番 森清一でございます。

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案につきまして、会議規則第39条の規定により、産業建設委員会の審査の経過及び結果について報告します。

産業建設委員会は、6月13日午前9時半から、菓南庁舎3の2会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部から、市長、副市長、所管の部長、課長の出席を求め、議案について補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案について要点を絞って報告します。

初めに、議案第38号令和5年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第1号）を審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、一般会計からの繰出金を出資金勘定としているメリットはとの質疑に対し、消費税の計算上、出資金勘定にすると財政的に有利になるためであるとの答弁があり、また出資金は資本剰余金などでストックしていくのかとの質問に対し、資本金として計上していくとの答弁がありました。

また、内水氾濫に対するものを造っていくとのことだが、事業費に対する国の補助金は何割

かとの質疑に対し、下水道事業については、下水処理場に関わる一部を除き補助対象事業費の2分の1であるとの答弁がありました。ただ、事業費が6,720万円で国庫支出金が2,070万円となっており、2分の1になっていない理由はとの質疑があり、補助金は補助対象事業費の2分の1であるが、雨水事業の補助は市街化区域が対象となる。ただ、今回の事業は市街化区域外も浸水想定区域図を作成する事業だとしているとの答弁がありました。

また、内水浸水想定区域図を作成する目的はとの質疑に対し、3種類の対象降雨について作成しており、それぞれについて目的が変わってくる。下水道計画降雨についての区域図は今後の雨水施設整備計画に用いるため、想定最大規模降雨についての区域図は避難などソフト対策のため、既往最大降雨や他地域での大規模な降雨など一定の被害が想定される降雨についての区域図は、これから住む人がどの地域を選んだらよいかを検討していただくために利用されるとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第39号市道路線の認定について及び議案第40号市道路線の廃止についての2議案を審査しましたが、これらの議案については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、産業建設委員会の委員長報告を終わります。令和5年6月23日、産業建設委員会委員長 森清一。

○議長（庄田昭人君） これより、議案第38号令和5年度瑞穂市下水道事業会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決と併せ採決システムも使用し、賛成または反対ボタンを押していただくようお願いします。

これから議案第38号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方

は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議案第39号市道路線の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号の採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第40号市道路線の廃止についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第40号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第34号から日程第8 請願第1号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第5、議案第34号瑞穂市印鑑条例及び瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例についてから日程第8、請願第1号学校給食費の無償化を求める請願までを一括議題とします。

これらについては、文教厚生委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員長 若園五朗君。

○文教厚生委員長（若園五朗君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

ただいま一括議題となりました議案3件及び請願1件について、会議規則第39条の規定により、文教厚生委員会の審査の経過及び結果について報告します。

文教厚生委員会は、6月14日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。6名全員の委員が出席し、執行部から、市長、副市長、教育長、所管の部長、局長及び課長の出席を求め、議案について補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査した議案番号順に要点を絞って報告します。

初めに、議案第34号瑞穂市印鑑条例及び瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例についてを審査いたしました。

この議案については、報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第35号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、森林環境税の税額は、また課税の対象はどの質疑に対し、均等割が課税される個人全員に対し、住民税均等割と併せて1,000円が課せられるとの答弁がありました。また、森林環境税の内容について、現行と改正後の違いはどの質疑に対しては、現行は県民税として徴収されているが、改正後は国税として新たに徴収され、市町村へ配分されるとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

次に、議案第36号瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを審査いたしました。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、施設や設備に関する条例改正はあのかとの質疑に対し、今回の条例改正には含まれていないとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

最後に、請願第1号学校給食費の無償化を求める請願について審査しました。

初めに、紹介議員である関谷守彦議員より請願の趣旨説明があり、その後質疑に入りました。

委員から、財源確保はどのように考えているのかとの質疑に対し、各年度決算の実質収支では、平成28年度から令和3年度では平均2億7,800万円、平成22年度から平成27年度では平均4億2,500万円の黒字であるため、財源確保は可能であると思われる。また、ふるさと応援寄附金については令和3年度から4年度は約1億5,400万円が増えているため、活用することは可能であると思われるとの答弁がありました。

また、学校給食法第11条第2項では、学校給食に要する経費は保護者の負担とすることとなっているため、どう考えているのかとの質疑に対し、国会の議論の中では、保護者の負担を自治体が支援してもよいとしているとの答弁がありました。

また、学校給食費無償化に必要な3億円を市の財源で充てると市の基金は10年でなくなると聞いているが、どう考えているか。また、国などは学校給食費無償化に対して前向きではあるが、今後、異次元の少子化対策に費用が必要である中、市においては高齢者の費用負担に対しても助成事業にお金を充てる必要があるのではないのかとの質疑に対しては、これまで多額な費用がかかる事業にも執行部は市の財政は大丈夫であると言い切ってきたため、学校給食費無償化に必要な3億円は対応可能な金額であると考えている。また、高齢者や子育て世代と対象別に捉えるのではなく、市全体で住みよいまちをつくっていくという意味で、どれも進めていかなければならないと考えているとの答弁がありました。

さらに、今回の請願は小・中学校の給食費無償化であるが、署名の中に、保育所、幼稚園は対象にならないのかという意見があったことについてどのように考えているのかとの質疑に対し、今回の署名運動は日本国憲法を一つのよりどころにしていることから小・中学校としているが、今後、保育所、幼稚園も対象にしてほしいという要望が出てれば検討していくことだと考えているとの答弁がありました。

さらに、高校生まで医療費無料に対し、高齢者は自己負担である等、障害者や困窮者等の弱者の立場からすると、無償化というのはいかかなものかとの質疑に対し、各立場における課題は取り組むべきものと考え、ともに進めていかなければならないと考えているとの答弁がありました。

さらに、賛同者5,913名のうち市外の方の人数はどの質疑に対し、人数は把握していないが2割ぐらいと思われるとの答弁がありました。

その後、請願の審査の参考とするため、委員から執行部に対する質疑を行いました。

委員から、コロナ禍における物価高騰に対しどんな支援が行われてきたかとの質疑に対して、令和3年度は8月分の学校給食費の免除を行った。金額としては2,189万6,000円となるとの答弁がありました。

また、給食センターの賄材料費等運営に係る年間の費用はとの質疑に対し、令和5年度当初予算は5億7,211万円であり、うち賄材料費は約3億1,900万円、施設管理費や人件費等で約2億5,300万円であるとの答弁がありました。

また、現在の給食センターの施設は完成してから約15年経過しているが、調理器具や食器洗浄機等不具合を生じていないか。今後、交換等の予定はとの質疑に対し、今年度は炊飯器や食器洗浄機等の修繕を予定しているとの答弁がありました。

さらに、学校においては国からの補助金等でタブレットの購入等をされたが、今後、維持補修に係る費用の補助はないと思われ、事業継続のための機器更新等で多額の費用支出が想定され、学校教育などに対する当市の特色あるサービスが失われていくのではないかとの質疑に対し、当市では特色ある事業や教育を進めているが、今後学校教育などに関する費用など様々なところで必要となってくると想定しているとの答弁がありました。

さらに、学校給食費が無償化になっても、安定的に栄養の質や量が提供できるのかとの質疑に対しては、一般会計予算で賄うことになっても、これまでどおり栄養基準を満たした給食を提供していくとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で不採択とすべきものとなりましたが、会議規則第144条第2項の規定により、審査結果に、国の動向を見極め、市の財源も見ながら早期無償化の実現に向け努力してもらいたいとの意見を付しました。

以上で、文教厚生委員会の委員長報告を終わります。令和5年6月23日、文教厚生委員会委員長 若園五朗。

○議長（庄田昭人君） これより、議案第34号瑞穂市印鑑条例及び瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第35号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第36号瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、請願第1号学校給食費の無償化を求める請願の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（庄田昭人君） 14番 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） おはようございます。

議席番号14番、公明党の若井でございます。

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、文教厚生委員会の委員長報告に対して、請願第1号学校給食費の無償化を求める請願について、若園委員長に御質問を申し上げます。

委員長の委員会での御報告に関しては、審査の内容とこの結果のみということ踏まえた上での質問となりますが、今御報告にありましたように、請願に対して反対討論がなかったということに関しての御報告でした。

御存じのように、この案件は給食費の無償化を求める請願として5,913名の方々の署名を添えて、令和5年5月22日、議会に提出をされたものでございます。私はその際、議長職を拝しておりましたので、代表者様、また紹介議員様はじめ会を代表して6名ほどの方が議長室にお越しになりました。当時、副議長をしていただいていた松野副議長と共に、その請願書、署名を受けさせていただいたわけでございます。

御報告のとおり、この案件は、その審査は文教厚生委員会に付託をされました。私は6月14日の文教厚生委員会を傍聴させていただきました。委員会においては、各委員より様々な観点から、執行部にも、また紹介議員にも詳細で活発な質問や確認事項が委員長の報告のとおり出ていたと記憶しております。

私はその付託された、慎重に審査していただいた文教厚生委員会には敬意を表しますし、また全会一致で不採択との結果に関しても委員会の決定事項としては重く受け止めさせていただいておりますが、しかしどうしてもちょっと確認をしておきたいことは、協議の結果、反対に

至る討論がなかったということに対して、委員長のお考えを伺っておきたいと思います。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） 文教厚生委員長 若園五朗君。

○文教厚生委員長（若園五朗君） ただいま14番 若井千尋議員から質問がございましたが、無償化につきましては、私一般質問させてもらったんですけれども、国のほうの施策において、今後国主導で無償化を考えているというような自民党の茂木幹事長の講演等を含めて、新聞記事もございました。将来、国の施策においてもこういう国の国策で無償化に向けていかれるということですので、そのような結果、皆さんの御意見になったと。委員長報告のとおりだと思います。以上です。報告を終わります。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 若井千尋君。

○14番（若井千尋君） 報告のとおりだとは思いますが、私はこの請願の性質上、多くの市民の方の声がある。いわゆる5,913名の署名をいただいておりますことに対して、その請願に対して、全会一致で不採択という反対の論が必要であったというふうに思います。

報告のとおり、審査の結果、国の動向を見極め市の財政も見ながら早期無償化の実現に向け努力をしていただきたいという意見書が出るような御報告もございましたが、それはそれとして、やはりこの請願書に対して、明確な委員会として反対の討論があったほうがいいのではないかと本当に考えますが、再度委員長にそのお考えを伺いたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○文教厚生委員長（若園五朗君） 若井議員の言われました反対討論がなかったことについて、委員長報告以外のことになるかも分かりませんが、今後はやっぱり委員会の関係を含めてホームページ等で市民に周知し、議会広報でその反対討論に向けてのこういう審議の内容を、市民そして請願者の方に御覧いただければ、瑞穂市の文教厚生委員会、そして議会の内容が分かると思います。以上で終わります。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 改めまして、おはようございます。

議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、学校給食費の無償化を求める請願について、委員長報告に対する質疑をさせていただきたいと思います。

先ほど、前の議長である若井議員より、署名実行委員会からこの請願書を受け取ったというお話がありました。そして、その際にはぜひこの実行委員会の代表者の方から委員会で意見を

言う場をつくってほしい、そういった強い要請があった、そういうふうに私は記憶をしております。それにもかかわらず、文教厚生委員会においては、例えば参考人として招致をする、それをしないとされております。議会基本条例第5条第3項、ここでは議会は本会議及び委員会の運営に当たり、地方自治法第115条の2に規定する公聴会制度及び参考人の出頭制度を活用し、常に市民の意見を聞く機会を設けるというふうに規定されております。

今回、この参考人制度を活用するという事、私は求められるべきであったとは思いますが、この開かれた議会、市民参加と市民との連携を掲げる議会として、なぜ参考人招致をしなかったのか、それについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○文教厚生委員長（若園五朗君） 5番 関谷守彦議員の質疑に答弁させていただきます。

署名は5,913ということですが、最終的には議会議長宛て、そして最終的には皆さん、審査については文教厚生委員会で協議するということのでございましたので、学校給食費の無償化を求める請願についての今後の審査をするために6月9日金曜日、文教厚生委員会協議会を開催いたしまして、学校給食費の無償化を求める請願について、どう進めるかについて協議させてもらいました。

請願の趣旨説明を紹介議員ということで、趣旨説明と委員会の質疑に対する答弁を紹介議員に求めるというふうに協議会で決定し、最終的には文教厚生委員会で紹介議員の出席要求を委員長として決定させていただきました。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今私がお尋ねしたのは、なぜこの委員会において参考人の出席を設けなかったか、この理由を聞いているわけであります。それについてお答えを願いたいと思います。

なお、言わせていただきますと、紹介議員、これは会議規則第143条で、委員会は審査のため必要があると認めるときは紹介議員の説明を求めることができる、これに基づいて私は出席させていただいて、この請願の趣旨等を説明させていただきました。その一方、参考人については、委員会条例第29条において、その手続等について規定されているところでありますけれども、この紹介議員の招致と出席を求めることと、それから委員会条例において参考人の出席を求めること、これは別に両方しても問題は何かありませんので、むしろ両方したほうがそれぞれの立場としての説明がはっきりするのでないかということで、このことについては若干付け加えさせていただきたいと思っております。

○議長（庄田昭人君） 質疑をお願いします。

○5番（関谷守彦君） 質疑は、だから最初に言いましたように、参考人として出席を求めなか

った理由は何かということでもあります。

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○文教厚生委員長（若園五朗君） 5番 関谷守彦議員の質問ですが、趣旨説明、そして質疑については参考人及び紹介議員という2つの方法があるんですが、文教厚生委員会としては紹介議員、関谷守彦議員を出席として決定しました。委員会として決定しました。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 事実はそのだけでありましてけれども、私が求めたのは、この議会基本条例では市民の意見を聞く、まさに今回この請願の代表者の方、そこに携わった方の生の声を聞く、これはすごく大事なことだと思うんです。議会を今後活性化していく上においても、市民と共に瑞穂市をつくっていく、そういった観点からも、これは本来ぜひすべきことであつたし、そういった観点からの議論が必要ではなかったか、そういったふうに思います。

今の委員長の発言は、それ以上聞いても答えは出てこないという感じですので、ただそういったことをちょっと思わせていただきます。

では、次の質問をさせていただきます。

今回、傍聴については、報道関係者2名、一般傍聴人8名と限定されました。それはなぜだったのでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○文教厚生委員長（若園五朗君） 5番 関谷守彦議員の一般の傍聴人8名と限定した、あと記者は2名ということですが、6月9日金曜日、文教厚生委員会協議会においても、請願の傍聴人、そして記者等の傍聴についても委員会で協議させてもらいまして、全員協議会室で開催するという前提でございますので、最終的には部屋等のいろいろと構成も含めて一般傍聴人8名、記者2名ということで協議会で諮り、決定し、委員会のほうでそのような形で進めてまいりました。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） ごめんなさい。今の委員長の答弁というか、私がお尋ねした8名と限定した理由、ちょっと私聞き漏らしたのかもしれませんが、もう一度明確に答弁していただくとありがたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○文教厚生委員長（若園五朗君） 5番 関谷守彦議員の8名の限定ですが、先ほども言いましたように委員会はあくまでも全員協議会室でやるということで委員会としては決定しておりますので、部屋のレイアウト、そして紹介議員、そして記者等の人数を考慮して、部屋のこと

を含めまして8名に傍聴人を決定しました。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 場所が狭いからという御説明でありますけれども、まだ私の感想では、十分に8名以上に増やすことは可能であったとスペースを見た場合には考えます。

そして、当日傍聴できなかつた方は、結果的には1名のみであったと思います。というふう
に後で私は聞いたところでありますけれども、1名ぐらいなら臨機応変に対応もできるのでは
ないか、そのように考えます。

例えば、5月26日に開催された第5回瑞穂市新庁舎建設検討委員会、ここでは当初傍聴者は
5名という制限が設けられておりました。ところが、希望者が多いということで急遽10名の傍
聴者を受け入れた、そういったところもあるわけです。

そういった意味では、1名を入れることについて十分に対処可能であったのではないかと、そ
うのように考えますけれどもいかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○文教厚生委員長（若園五朗君） 5番 関谷守彦議員の傍聴人の人数の8人ということですが、
6月29日金曜日、文教厚生委員会協議会を開催した後、議会のほうで傍聴人の人数については
事前にホームページで傍聴の制限をさせていただきました。そういうことを含めまして、8名
ということで委員会を進めてまいりました。事前に、6月9日金曜日に文教厚生委員会協議会
終了後、議会のほうからホームページで、市民の方に8名ということで傍聴の制限をさせてい
たいただきました。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 今、ホームページに書いてしまったからという御説明だったと思います
けれども、そこをだから柔軟に対応できなかったのかという質問をしているわけです。

現実に、先ほど言いました新庁舎建設検討委員会では、ホームページ上では5名、それを超
えた場合は抽せんにしますと書いてあったにもかかわらず、でもやっぱり状況を見れば10名に
増やす、これは問題ないということで対応されたわけであります。

だから、委員会の始まる冒頭にでも、そこら辺を皆さんで検討していただいて、じゃあ1名
だけ増えるから入れましょうということができなかったかという質問でありますけれども、そ
ういった点についてはどうでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○文教厚生委員長（若園五朗君） 5番 関谷守彦議員の傍聴人の8人、柔軟に対応できなかつ
たということですが、今回そういうようなことでしたけれども、今後、議員の言われることに

ついてまた、今回はそういうことで決定させてもらって、それ以上は委員長としては決めさせてもらいましたので、お願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） これ以上委員長に質問しても回答は出ないと思います。ただやはり何とんでも、この委員会の意見としても様々出ているし、その発言の中でも6,000名近い方の署名をいただいた、これは大きく受け止めるべきであるというような趣旨の発言も多々ありました。

そういったことを鑑みれば、本当に市民と一体になって瑞穂市を進めていく、そういった観点からは、今後ぜひ委員会も含めて御配慮をお願いしたい、必要ではないか、そのように思いますので、少し質疑とはそれてしまって申し訳ありませんでしたけれども、これで私の質疑を終わりたいと思います。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 17番 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 議長さんの許可を受けましたので、この議案について質疑をします。立憲民主党の松野藤四郎でございます。

この給食費無償化については、以前から我が立憲民主党もこれに取り組んでおります。もちろん共産党の関谷さんもそうですけれども、関谷さんのほうから請願のお話がありました。私は本当のことを言いますと、これは本当に大事ですね。子供たちの将来のための無償化ですよ。今後瑞穂市を背負ってくれる人のために無償化で提案しておるんですよ。

この件について、立憲民主党の岐阜の本部のほうですけれども、そこで相談をして、どうしましょうと、私もやりたい、請願の署名をしたいけどと言いましたけれども、そこはちょっと遠慮してくれと、こういう話でしたので、できたら賛成討論しますけれども、要は将来の子供たちのために、年間3億円という話がありますけれども、例えば思いやり予算の中にありましたね。脱炭素、電気自動車を買ったり、例えばよ。そして、どこそこの、巢南の公園といえますか、そこに市債を発行して脱炭素、LED関係をやる。そういう無駄な金を使っておるんですよ。要は公共施設に行政は無駄な金を使う。市民のために金を使ってない。これでは瑞穂市の将来、私はないと思います。

6ページにありましたですね。給食センターは開設してから古くなりました。いろいろ維持管理が大変という話があります。私はある資料を見ましたら、いずれ数年後にはこれが民営化になっていくんですよ。そこら辺の話が出ています。

それから、当市では特色ある事業や教育を進めている。今後、学校教育などに関する費用な

ど様々なところで必要になってくると想定していると、これは執行部が言っていますけれども、特色ある事業とか教育、これはどういうことをお話しされたのか、委員長に聞きます。

○議長（庄田昭人君） 質問、理解できましたか。

質問内容が分かりにくいと思いますので、もう一度お願いをしたいと思います。簡潔に願います。

○17番（松野藤四郎君） 6ページを見ていただければ分かると思いますが、現在の給食センターの施設は完成してから約15年経過している云々と言っていますね。いろいろ整備等もしないかと言っていますけれども、私は、市の行政のある資料を見たときには、今後これは民営化になっていくと、民営化に。ということが載っていましたので、あなたたちのこの委員会の中ではそういう話が出たのか。載っていませんので多分出ていないと思います。

もう一つは、さらに学校においては、国から補助金等でタブレットの購入等をされたが、今後維持補修に係る費用の補助はないと思われる。事業継続のための機器更新等で多額の費用、支出が想定され、学校教育などに対する当市の特色あるサービスが失われていくのではないかとこの質疑に対し、当市では特色ある事業や教育を進めているが、今後、学校教育などに関する費用など様々なところで必要になってくると想定されていると執行部が答弁しているんですけども、当市で特色ある事業、あるいは教育、これについて委員長にお尋ねします。

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○文教厚生委員長（若園五朗君） 17番 松野藤四郎議員の質問でございますけれども、給食の民営化等については、当委員会ではそういう討論はありませんでした。

2として、学校教育における当市の特色あるサービス、事業あるいは教育を進めるかについては、答弁の中では、当市は特色ある事業や教育を進めているが、今後学校教育などに関する費用など様々なところで必要になってくるというような想定というふうで、松野議員の質問に対しての執行部の答弁はそのような内容でした。以上で報告を終わります。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 松野藤四郎君。

○17番（松野藤四郎君） 給食費無料化の参考資料とするために、この請願の審査の参考にするために委員から執行部に対し質疑を行ったということで、先ほど申したことですけれども、執行部からそういう答弁があったときに、それで本当に特色ある事業って何か理解されましたか。どういうものが特徴があるとか。

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○文教厚生委員長（若園五朗君） 17番 松野藤四郎議員の件でございますが、当市では特色ある事業や教育を進めているという項目でございますが、具体的には、そういうような先ほど言いました答弁でございます。具体的な内容はここで答弁することはできません。

繰り返しますけれども、当市では特色ある事業や教育を進めているが、今後学校教育などに関する費用など様々なところで必要となってくるという想定という答弁でございました。それ以外の内容については御説明はございませんでした。以上です。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。したがって、まずこの請願に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

○議長（庄田昭人君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番、日本共産党の関谷守彦でございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、請願第1号学校給食費の無償化を求める請願について、採択することに賛成する立場で討論をしたいと思っております。

今回のこの請願は、去る5月22日に、賛同する5,913筆の署名を添えて市議会議長宛てに提出されました。その後も賛同する署名は増え、委員会審査前には5,983筆となっております。短期間の間に6,000名近い署名が集まった、そのことは学校給食費の無償化が強く求められていることの表れだと思っております。

森市長におかれましても、20日の一般質問において、この6,000名近い署名が集まっていることについて真摯に受け止める、このように述べられております。また、先ほど述べましたけれども、文教厚生委員会においても、各委員からも重いものとして受け止める、こういった発言もなされております。

そして、さらに今回の議会の一般質問においては、私も含め3名の方がこの給食費の無償化について取り上げる、あるいは文教厚生委員会での審査の際には、これまであまり見られたことがなかった委員会審査への傍聴、多くの市民の方が参加された、そういったことにもつながっていると思っております。

この署名を集める過程では、中学生の子供たちは、これは自分たちの問題だとして友達と相談して中学生の中で署名を集めた、そんな話も伝わってきております。子育てを支援している団体では、最近特に、子供の今日の食事も困っている、そんな家庭が増えているという話をされ、数日のうちに数百名に上る署名を届けてくださったそうであります。また、自治会や子ども会などでも積極的にこの署名を取り組んだ。このように運動の輪は大きく広がっていったと思っております。

こういった運動の広がり、先ほど委員長報告にもありましたように、文教厚生委員会での、国の動向を見極め、市の財源も見ながら早期無償化の実現に向け努力してもらいたい、こういった意見にもつながっていると思います。

また今回、後の議案になりますけれども、国に対する給食費無償化を求める意見書の提案、こういったことにもつながってきたと思います。

市長は、21日の一般質問の答弁の中で、瑞穂市はまだ今人口が増えている。この増えている中で人口減少に対する対策を打てるのが瑞穂市の強みだ、そのようにも述べられております。そして、中山道まちづくりなど幾つかの施策を掲げられました。

そうであるならば、今こそ給食費の無償化を打ち出す、そういったことがその大きな施策になっていくのではないのでしょうか。国が始めるから、それに従って無償化を進める、そんなことを言っていては子育てしやすいまちづくりとしてはあまりにも弱い。主体性が感じられません。

瑞穂市では、この間、全ての教室にエアコンを設置する、あるいは18歳まで医療費の無料化を行う、他市町に先駆けてこれまで行ってきました。そういったことが、これまでの市への評価につながってきていると思います。ここで瑞穂市が給食費の無償化に踏み切れば、これは瑞穂市としては当然、保護者の方も喜ばれる。それだけではなく、私たちの思い、こういったものが瑞穂市の子育てしやすいまち、そういったこととして大きなインパクトも与えることになると思います。

多くの議員の方は、趣旨には賛同できるけれどもと言いつつ、なかなか賛成し切れない、そんな話も聞いております。しかし、私たちの議員の役割は、こういった多くの市民の方の願いをどのように実現させていくか、そういったことではないのでしょうか。

執行部からは、安定的な財源が確保されない中では実施が困難だと、そのような答弁もなされております。しかし、そういったことでいいのでしょうか。決算剰余金、あるいはふるさと応援基金、こういったものを活用すれば十分に可能な話だと思います。

この財源を確保する、これは子育て政策をどう市としての政策の中に位置づけるか、それによってかなえられていく課題だと思います。今こそ議会が行政を後押しする、そういったときではないのでしょうか。そのためにも、今回出されている給食費無償化の請願書の採択にぜひ皆様方の賛同をお願いしたいと思います。

以上で、私の瑞穂市学校給食費を無償化する、この請願の採択に賛成する討論を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（庄田昭人君） 次に、本件に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 8番 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 皆様、改めましておはようございます。

議席番号8番 馬淵ひろしでございます。

ただいま議題となっております請願第1号学校給食費の無償化を求める請願の採択に対して、反対の立場から討論をさせていただきます。

まず大前提に、6,000名の方の署名をいただいたこの請願というものは非常に重いものだというふうに私も捉えております。この6,000名の皆様の署名は、学校給食の無償化を求めるだけの署名ではないと私は考えております。つまり、子育て支援へのもっとさらなる支援をしていただきたいという願いが籠もった6,000名の方の署名だというふうに受け止めております。

つまりは学校給食費を無償化するだけで、この子育て支援が解決するというものではないですし、少子化と言われるもの、人口減少に対する施策の一つである学校給食費の無償化、ほかには関谷議員も言われましたけれども、医療費の無償化、様々なお子様を育てる、そして保護者の方に対する支援というものは行政でも行っているところでもあります。

例えば、学校給食費の原材料が今現在上がっておりますけれども、この令和4年度、昨年度になります補正予算を組み、国からの交付金を使って給食費が値上がりしないように市の財源を、皆様の税金ですね。市民全員の、いただいた税金をそこに充てることによって子育て世帯の支援をしていただいております。それは今回の補正予算にも上がっておりますけれども、1,146万円の食材高騰分をまた市税のほうから補填して、学校給食費が値上がりしないように、そういう家計への支援というのをさせていただいております。

そして、もう一つは、学校給食費を支払えない保護者の方が出てくるというようなお話が関谷議員のこの請願の中にはございました。これはいわゆる福祉の面の支援であります。学校給食費を支払えない保護者の方には就学援助というような形で市のほうも制度を設け、そうした形で給食費の免除等を行っておるところであります。本当に生活が苦しい皆様にとっては、国からも5万円の支給だったりとかということを何度も行ってきておりますし、本当に苦しい方については支援を続けておりますが、それでもなおまだ生活が苦しいんだと、特に子育て世代は大変なんだという思いがこの6,000名の署名に込められているのではないかと私は思っております。

今現在、市の執行部においても様々な子育て支援、そうした経済的に苦しい方への支援、様々な行ってきておりますけれども、この学校給食費を無償化することによって毎年3億円の財源をこの学校給食の無償化に充てていくということを求めている請願であります。これは毎年3億円ということですから、非常に市の財政を硬直化させて、様々なほかの子育て支援に充てるための予算というものも限定的になっていくのではないかと私のほうは考えております。

それよりは、もし子育て支援をもっと求めていくのであれば、習い事とか塾代とか、そうし

た学校給食費もそうですし、教材費、そうしたものに充てさせてほしいという子育て世代の声も私は聞いておりますので、そうした形での支援を行っていくことも可能ではないかというふうに考えております。

また、学校給食の質の確保が難しいということも私は感じております。委員会のほうでは、予算が無償化となって一般財源でやるというふうになっても、質は栄養素が減らないように実施をしていきたいというような市の答弁もございましたけれども、それでもやはり市全体の予算を見たら、予算を削減して、なるべく少ない予算で最大の効果を発揮するというのが行政でございまして、その栄養素のみを捉えて食材費が少し削られていく、学校給食に充てるものが少し減っていった先には学校給食の質というのがどれだけ担保できるのかということが心配されることでもあります。今は保護者の方がお支払いいただいている予算の中で最大限、1円も残すことのない努力をしていただいた上で学校給食を運営していただいているというふうに私は考えております。

あとは、この学校給食、我が市だけが始めますと自治体間の競争を生むということでございます。この自治体間の競争というのは、今現在、この請願にもありますけれども、岐南町をはじめとしてほかの他市町でも行われております。しかしながら、学校給食費の無料を求めてその自治体に移住をし、そして学校給食費が無償でなくなった小学校を卒業した場合には、別の自治体に移動するというようなことが起こっているということも聞いております。それが果たして、各自治体で子育て支援に対する質の違いがあってはいかんといいうふうに思います。こちらの市では子育て世代がいいからこっちに来る、こちらは違うからそうではないというふうなことはよろしくないというふうに思います。ですので、この学校給食費の無償化というものはそういった自治体間の格差を生むことなく、子育て支援は大切なことですので、子育て世代の負担を少しでも軽くするために国が財源を確保して進めていくべき問題ではないかと、私はそのように考えております。

そうした観点から、この請願第1号学校給食費の無償化を求める請願につきましては反対、不採択ということを同僚議員の皆様には御理解をいただきまして、御賛同いただきますようお願いを申し上げて私の反対の討論とさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 次に、本件に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

本案に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） 私、この問題に対しましては退席をさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） 退席を許します。

〔11番 杉原克巳君 退場〕

○議長（庄田昭人君） 本案を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立少数です。したがって、請願第1号学校給食費の無償化を求める請願は不採択と決定しました。

議事の都合によりしばらく休憩します。再開は10時30分からといたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時31分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 議案第37号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第9、議案第37号令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

この議案については、総務委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。
総務委員長 棚橋敏明君。

○総務委員長（棚橋敏明君） おはようございます。

総務委員会委員長 棚橋敏明でございます。

ただいま議題となりました1議案につきまして、会議規則第39条の規定により、総務委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

総務委員会は、6月15日午前9時30分から、穂積庁舎議員会議室で開催いたしました。6名全員の委員が出席し、執行部からは、市長、副市長、教育長、各部長及び所管の課長に出席を求め、補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、審査いたしました議案について、要点を絞り報告いたします。

議案第37号令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）を審査いたしました。

本案につきましては、他の常任委員会でそれぞれの所管部分について協議された結果、特に意見はありませんでした。

執行部から補足説明を受けた後、質疑に入り、委員から、脱炭素化推進事業債について、電気自動車を導入とあるが、既存の車はどうするのかとの質疑に対し、公用車更新計画に基づき、毎年新車を2台購入し2台廃車しているが、その新車の1台について軽の電気自動車を購入す

るものであるとの答弁がありました。

また、軽の電気自動車の航続距離は180キロメートル程度であるが、業務に支障はないのかとの質疑に対し、支障はないものと考えているとの答弁がありました。

また、充電はどうするのかとの質疑に対し、今回購入する電気自動車専用の充電器も設置するので、ガソリン車同様、常に状況を見ながら充電する予定であるとの答弁がありました。

また、市債により電気自動車を購入する理由は何かの質疑に対し、脱炭素化推進事業債を活用することにより、充当率90%、地方交付税措置が30%の有利な起債で借入れができるからであるとの答弁がありました。

また、公用車の更新や管理の状況はとの質疑に対し、走行距離や経過年数などを点数化し、点数の悪い車から計画的に更新している。また、穂積庁舎は財務情報課を、巢南庁舎は市民窓口課を主管課とし、両庁舎合計で約50台の公用車を帳簿により管理している。なお、今回の電気自動車は穂積庁舎に配備する予定であるとの答弁がありました。

また、脱炭素化推進事業債について、総合センターと巢南グラウンドのLED改修事業の内容はとの質疑に対し、両改修事業とも当初予算の事業であり、工事費の増額に伴い事業債も増額するものであるとの答弁がありました。

次に、まち・ひと・しごと地方創生推進費について、広告料440万円が計上されているが、その内容はとの質疑に対し、地元のスポーツ球団である中日ドラゴンズとコラボし、1. 瑞穂市の認知度、地域イメージ向上による移住の促進、交流人口の増加、2として、コラボによる商品をふるさと納税の記念品に加え、寄附の拡大、新規寄附層の開拓、新規事業者の掘り起こしを行い、現在の寄附額の維持、3として、子供たちのスポーツ離れの歯止め、以上の3つを期待される効果として行う事業であるとの答弁がありました。

また、管理委託料328万6,000円の事業内訳はとの質疑に対し、E x S i t e サードプレイスについて、店舗が入った場合の管理や除草をはじめ施設全体の管理をNPO法人JR穂積駅周辺まちづくり協議会E x S i t e に委託するものである。ただし、駐車場の草刈りなどの管理については、今回の補正予算ではなく当初予算に含まれているとの答弁がありました。

また、施設の管理をNPO法人JR穂積駅周辺まちづくり協議会E x S i t e に委託するとの説明であったが、その法人から別の業者へ再委託することはあるかとの質疑に対し、NPO法人JR穂積駅周辺まちづくり協議会E x S i t e 単独で管理できるものと考えているとの答弁がありました。

また、結婚新生活支援補助金の具体的な内容はとの質疑に対し、令和5年3月1日から令和6年3月31日の期間に結婚された夫婦で、年齢がともに39歳以下、かつ世帯所得が500万円未満の世帯に対し、賃貸の場合を除き、新築、リフォーム、引っ越しなどの経費に対して補助するものであるとの答弁がありました。

次に、臨時福祉給付金などの給付費の時間外勤務手当60万円の内訳はとの質疑に対し、電力、ガス、食料品など価格高騰重点支援給付金事業を速やかに実施するための職員の時間外手当で、4人掛ける3時間掛ける20日間を想定しているとの答弁がありました。

次に、帯状疱疹ワクチン予防接種助成金について、ワクチンが2種類あるが、どのように助成するのかとの質疑に対し、生ワクチンの費用は5,000円から8,000円程度であることから、およそ半額の4,000円を助成する予定である。一方、不活化ワクチンは2回の接種が必要で、費用は1回当たり2万円から2万5,000円程度であることから、1回につき1万円、2回合計で2万円を助成する予定であるとの答弁がありました。

また、帯状疱疹ワクチン予防接種助成金の事業は来年度以降も継続するのかとの質疑に対し、今のところ継続していきたいと考えているが、助成実績を踏まえ検討していきたいとの答弁がありました。

次に、JR穂積駅北の歩道拡張に伴う工事請負費2,200万円の内訳はとの質疑に対し、既存の緑地帯の撤去、縁石の積み直し、防護柵の設置及び舗装直しなどであるとの答弁がありました。

次に、消防費の報償費361万1,000円について、退職する消防団員に支払うとのことであるが、対象者は何人かとの質疑に対し、14名であるとの答弁がありました。

次に、英語検定料助成金は現金給付かとの質疑に対し、地域振興券で助成する予定であるとの答弁がありました。

また、ほかに地域振興券を活用している事業はあるかとの質疑に対し、出産・子育て応援給付金事業をはじめ表彰受賞者への記念品などで活用しているとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決されました。

以上で、総務委員会の委員長報告を終わります。令和5年6月23日、総務委員会委員長 棚橋敏明。

○議長（庄田昭人君） これより、議案第37号令和5年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 発議第3号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 日程第10、発議第3号国の負担で学校給食の無償化を求める意見書を議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

16番 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 議席番号16番、新生クラブ、若園五朗です。

ただいま庄田議長より発言の許可をいただきましたので、国の負担で学校給食の無償化を求める意見書を提出させていただきます。

発議者、若園五朗、賛成者、藤橋礼治議員、同じく広瀬守克議員の2名の賛同を得まして、国の負担で学校給食の無償化を求める意見書を提出します。

なお、趣旨説明は朗読をもって代えさせていただきます。

学校給食法第2条に定める学校給食の目標達成に向け、学校では給食を通じた食育が行われてきた。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっている。憲法第26条第2項「義務教育は、これを無償とする」と定められ、義務教育については授業料を徴収しないこととされており、当初は自己負担が求められていた教科書についても、教科書無償措置法等により無償化された。食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材である学校給食の食材費についても、義務教育段階においては教科書と同様に無償化することが望ましい。

また、新型コロナウイルスの蔓延やロシアのウクライナ侵攻に端を発する物価高騰等、今後の見通しもいまだ不透明であり、経済的負担増による不安が子供を出産することをちゅうちょし、国の盛衰を左右する少子化を加速させており、学校給食費無償化等保護者の負担軽減を求める声が多く寄せられている。

そのため、瑞穂市では保護者の経済的負担軽減等の観点から、令和4年度の物価高騰による賄材料代増額分を保護者負担とせず、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用して、給食費増額としない措置を講じている。しかし、今後も物価高騰が続く国の交付金がなければ、学校給食費を値上げせざるを得ない状況となることが予想される。

また、その声を受け学校給食を無償化する近隣自治体も増えているが、居住地によって保護者への経済的負担に不公平が生じている。自治体の財政余力は乏しく、無償化の実施が困難な自治体も多いため、無償化を我が国全ての学校で実現するには、国の関与が必要である。

よって、政府におかれては、こうした状況に鑑み、財源の確保も含め国の責任において、全ての市町村が学校給食費の無償化を実施できるよう強く要望する。

なお、提出先は、衆議院議長 細田博之殿、参議院議長 尾辻秀久殿、内閣総理大臣 岸田文雄殿、内閣官房長官 松野博一殿、総務大臣 松本剛明殿、財務大臣 鈴木俊一殿、文部科学大臣 永岡桂子殿でございます。

地方自治法第99条の規定に基づき、瑞穂市会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和5年6月14日、岐阜県瑞穂市議会。

以上、審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第3号は会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、発議案第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 5番 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） 議席番号5番、日本共産党の関谷守彦です。

では、少しお尋ねだけしていきたいと思います。

5月に県議会では臨時議会が開催され、この給食費の無償化、そして18歳未満の医療費無料化を併せた意見書が全会派共同で提案されて可決されたところであります。

今回、私は県議会での取組ということも考えて、もしよければ全会派での提案といったことは検討されたのかどうか、その点について一言お尋ねしたいと思います。

○議長（庄田昭人君） 発議者、若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 5番 関谷守彦議員の質問に対して答弁させていただきます。

意見書の提案についての発議者は私でございますが、その時点で賛同できる会派だけの意見を提出して、賛成者を募って今回意見書を提出させていただきました。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（庄田昭人君） 関谷守彦君。

○5番（関谷守彦君） この意見書の内容について確認をさせていただきたいと思います。

この意見書の3段目の後半部分に、このような記述があると思います。

しかし、今後も物価高騰が続き国の交付金がなければ、学校給食費を値上げせざるを得ない状況となることが予想されると書いてあります。

しかし、瑞穂市においては、給食費については特別会計から一般会計に移行した、そういう経緯があります。その際の説明として、一般会計に移すことによって、物価が上がってもそれを保護者負担にはせず一般会計の中で吸収していくことが可能になる、そういった説明がなされたと思います。

したがって、このような文言を入れるのは少し早計ではないかと感じましたけれども、そこら辺についてはいかがでしょうか。

○議長（庄田昭人君） 若園五朗君。

○16番（若園五朗君） 5番 関谷守彦議員の質問に対して答弁させていただきます。

国の負担で学校給食の無償化を求める意見書、発議者は私若園五朗ですけれども、その文言についてでございますが、もし万が一、急激に物価が上がった場合、給食費の値上げでなく一般会計で支払うことも可能であるというような考えでございます。以上でございます。

○議長（庄田昭人君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

発議第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（庄田昭人君） 日程第11、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題にします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第111条の規定によって、お手元に配付しました本会

議の会議日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第12 常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査の件

○議長（庄田昭人君） 日程第12、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査の件を議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第111条の規定によって、お手元に配付しました特定事件（所管事務）の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第13 議会基本条例推進特別委員会の中間報告の件

○議長（庄田昭人君） 日程第13、議会基本条例推進特別委員会の中間報告の件を議題とします。

議会基本条例推進特別委員会から、会議規則第45条第2項の規定により中間報告を行いたいとの申出がありましたので、これを許可します。

議会基本条例推進特別委員長 若園五朗君。

○議会基本条例推進特別委員長（若園五朗君） ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、会議規則第45条第2項の規定により、議会基本条例推進特別委員会の報告をさせていただきます。

先ほど議長からございましたが、議会基本条例の推進特別委員会の委員長の若園五朗です。お願いします。

本委員会は、令和2年11月30日に設置された後、令和2年12月17日の第1回委員会から令和4年6月24日の第11回委員会を経て、委員会を補完する協議等の場として3つの部会を設置いたしました。

1つ目は、研修・予算決算検討部会で、議員研修の充実強化を図ること及び予算決算の審議等の在り方を検討することが目的です。

2つ目は、広聴・情報発信検討部会で、市民の傍聴の意欲を高める議会広聴についての検討、意見交換会の具体的な運営方法等の検討及び情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段の活用策を検討することが目的です。

3つ目は、議員定数調査検討部会で、議会基本条例第20条に規定する議員定数を調査、検討することが目的です。

その後、令和4年8月10日の第12回委員会から令和5年6月9日の第17回委員会まで、計6回の委員会を開催し、それぞれの部会で審議、協議された結果の報告や部会の進捗状況の確認等を行い、部会から提案された内容などを委員会において協議、決定をし各事業を進めてまいりました。

各部会での活動については、この後3部会の部会長から報告をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（庄田昭人君） 続きまして、研修・予算決算検討部会長 杉原克巳君。

○11番（杉原克巳君） では、議会基本条例推進特別委員会 研修・予算決算検討部会長の杉原克巳でございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、会議規則第45条第2項の規定により、議会基本条例推進特別委員会 研修・予算決算検討部会のこれまでの活動の報告をさせていただきます。

研修・予算決算検討部会では、1つに、議会基本条例第18条に規定する議員研修の充実強化を図ること、2つに、議会基本条例第9条に規定する予算及び決算の審議等の在り方を検討すること、この2つを目的として令和4年6月24日に設置をされました。

研修・予算決算検討部会では、議員研修を令和5年1月17日と2月7日の2回、予算決算の特別委員会設置の検討会議を令和4年7月29日、10月27日、11月21日、12月7日、令和5年2月14日、4月7日、4月19日、5月18日の計8回開催をいたしました。また、令和4年10月5日には下呂市議会を視察してまいりました。

それでは、まず議員研修について報告をさせていただきます。

第1回議員研修会は、令和5年1月17日に、瑞穂市役所穂積庁舎議員会議室において開催をいたしました。研修は、岐阜財務事務所所長 新垣嘉樹氏を講師にお迎えし、最近の経済情勢等についてをテーマに、主に東海地域や岐阜県の経済状況について学びました。

第2回の議員研修会は、令和5年2月7日に、瑞穂市役所穂積庁舎議員会議室において開催をいたしました。株式会社地方議会総合研究所代表取締役 廣瀬和彦氏を講師にお迎えし、効果的な予算決算審議についてをテーマに、他の自治体の例を踏まえ、予算決算の審議をするに当たって効果的な手法等について学び、大変意義のある研修となりました。

では、次に予算決算特別委員会設置についての審議等について報告をさせていただきます。

令和4年7月29日、第1回検討会では、まず特別委員会の目的、期間の確認をし、特別委員会を設置する方向で進めていくということを改めて確認いたしました。また、特別委員会において審査する範囲について部会として決定をいたしました。

令和4年10月5日には、他の自治体から運営方法について学ぶため、特別委員会を設置している下呂市へ視察に参りました。

令和4年10月27日に開催した第2回検討会では、下呂市への視察を踏まえ、特別委員会を設置した場合の課題を確認した上で、次回の議会基本条例推進特別委員会において予算決算特別委員会の設置について承認を求めるといたしました。

また、令和4年11月21日、第3回の検討会を開催し、特別委員会の運用及び今後のスケジュールについて部会内で統一認識をしておくことを確認いたしました。

続いて、令和4年12月7日、第4回検討会を開催いたしました。11月24日に開催されました議会基本条例推進特別委員会において、議員からの質問事項が出され、その場では特別委員会の設置について承認は得られなかったため、質問事項に対する回答を確認し合い、次回の議会基本条例推進特別委員会において再度特別委員会の設置について承認を求めるといたしました。

令和5年2月14日には第5回検討会を開催し、事前に部会員に提示した運営要綱（たたき台）について意見を出し合い、疑問点等は今後検討していくことにいたしました。

また、令和5年4月7日、第6回検討部会を開催し、3月3日に開催しました議会基本条例推進特別委員会において出された運営要綱（案）について、検討事項について意見を出し合い、令和5年4月19日の第7回検討部会において、事務局で再度見直し修正を行ったものについて確認をし合いました。

そして、令和5年5月18日、第8回検討部会を開催し、運営要綱と設置決議について部会としての案を固めました。

以上、議会基本条例推進委員会 研修・予算決算検討部会のこれまでの活動報告を終わります。令和5年6月23日、議会基本条例推進特別委員会 研修・予算決算検討部会長 杉原克巳でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（庄田昭人君） 続きまして、広聴・情報発信検討部会長 馬淵ひろし君。

○8番（馬淵ひろし君） 議会基本条例推進特別委員会 広聴・情報発信検討部会部会長の馬淵ひろしでございます。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、会議規則第45条第2項の規定により、議会基本条例推進特別委員会 広聴・情報発信検討部会のこれまでの活動の報告をさせていただきます。

広聴・情報発信検討部会は、議会基本条例第2条第6号に規定する市民の傍聴の意欲を高め

る議会運営を行うため、議会広聴について検討する。2. 議会基本条例第5条第7項に規定する意見交換会の具体的な運営方法等を検討する。3つ目に、議会基本条例第19条第1項に規定する情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段の活用を検討するの3つを目的として、令和4年6月24日に設置されました。

それでは、実施した会議等の順に内容をまとめ報告します。

令和4年7月21日の会議では、意見交換会について、各常任委員会での開催を打診していくべきではないかや、朝日大学との意見交換会はゼミ生など限定して行うのはどうかなどの意見がありました。その結果、各常任委員会での意見交換会の開催については、議会基本条例推進特別委員会に諮り、朝日大学との意見交換会については部会長、副部会長、議会事務局長から打診することとなりました。

また、広聴については、県内の広聴委員会を設置している市を調査してはどうかなどの意見がありました。その結果、委員会条例により広聴委員会を設置している県内の市議会を調査することとなりました。

また、情報発信については、声の小さい議員に対し、機器側で対応ができないかなどの意見がありました。その結果、情報発信の今後について、本格運用の仕様の確認を行うこととなりました。

8月19日の会議では、朝日大学との意見交換会について、部会として行うことなどの意見がありました。市民向け意見交換会については、穂積、巢南という旧地区の考え方をなくし、1か所での開催はどうかなどの意見がありました。その結果、朝日大学との意見交換会を部会で行うことについて、市民向け意見交換会の開催日、開催場所、開催回数、テーマについて、議会基本条例推進特別委員会に諮ることになりました。

広聴については、先進地の広聴に関する現状を知りたいなどの意見がありました。その結果、広聴については引き続き調査・研究を行うこととなりました。

映像配信については、議会事務局からカメラ等撮影機器の設置状況について説明があり、配信用PCの調達が未完了のため、第3回定例会はタブレット端末による映像配信を行うことを確認しました。その結果、映像配信については順次機器の設置、導入を行い、本格運用は第4回定例会から行うことになりました。

11月11日の会議では、朝日大学との意見交換会について、部会として開催することが決定したため、意見交換会の詳細について協議を行いました。

市民との意見交換会については、ワークショップ形式で行い、1つの大きなテーマ「合併20周年を迎える瑞穂市の未来について」とし、参加人数を定めず新型コロナウイルス感染症対策を行っていることをアナウンスして開催することを決定しました。

映像配信については、議会事務局から配信用機器の設置、導入が完了し、第4回定例会から

本格運用が開始できるとの説明がありました。

11月17日の朝日大学との意見交換会では、朝日大学の教員2名、学生11名に参加をいただき、朝日大学からは、子育て世帯を含む若者世代への支援、コロナ禍で停滞したコミュニティ活動への支援、穂積駅周辺の活性化・魅力の向上の3つのテーマ、議会からは、議会・議員活動についてをテーマに意見交換を行いました。

令和5年1月26日の会議では、市民との意見交換会について、当日の流れや役割について協議しました。

朝日大学との意見交換会の反省では、学生の意見が聞けてよかった、学生もよく発表準備をしてくれていた、朝日大学からも議場に入って意見交換会ができたことについて、いい勉強になったと喜ばれているなどの意見がありました。

映像配信については、議員席全体を映すことはできないかなどの意見がありましたが、事務局より、現在の席配置だと1画面に収めることはできないとの説明がありました。この結果、映像配信については現在の運用を続けることになりました。

2月5日の市民との意見交換会は、巢南公民館にてワークショップ形式で開催しました。市民22名に御参加をいただき、合併20周年を迎える瑞穂市の未来についてをテーマに、5グループに分かれて意見交換を行いました。様々な地域、年代、立場の方が、日頃から瑞穂市に対して思っていることなどを活発にお話しいただき、充実したワークショップとなりました。

2月22日の会議では、市民との意見交換会の振り返りについて、KPT法による振り返りから、ワークショップ形式での開催は参加者アンケートでも9割以上満足いただいております、継続していくのが望ましい、日頃から議会に興味を持っていただける工夫が必要などの意見がありました。また、意見交換会で出た意見への対応について、意見交換会で得た資料のまとめを議会で共有すればいいのではないかと、市ホームページへの掲載で対応としてもいいのではないかと意見がありました。その結果、文化協会、朝日大学、市民の3つの意見交換会の結果を市ホームページに掲載することについて議会基本条例推進特別委員会に諮ることになりました。

映像配信については、ズーム機能やカメラの角度調整は、演壇での発言、議員の自席での発言、執行部の自席での発言の場合のみで、一般質問中の質問席のズームはしなくてもいいのではないかなどの意見がありました。その結果、試験的に一般質問中のズームを行わないことを議会基本条例推進特別委員会に諮ることとなりました。

以上で、議会基本条例推進特別委員会 広聴・情報発信検討部会のこれまでの活動報告を終わります。令和5年6月23日、議会基本条例推進特別委員会 広聴・情報発信検討部会 部長 馬淵ひろし。

○議長（庄田昭人君） 続きまして、議員定数調査検討部会副会長 広瀬守克君。

○1番（広瀬守克君） 議会基本条例推進特別委員会 議員定数調査検討部会副会長の広瀬守

克です。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、会議規則第45条第2項の規定により、議会基本条例推進特別委員会 議員定数調査検討部会のこれまでの活動の報告をさせていただきます。

議員定数調査検討部会は、議会基本条例第20条に規定する議員定数を調査、検討する目的として令和4年6月24日に設置されました。

それでは、実施した会議などの順に内容をまとめて報告します。

令和4年7月14日の会議では、前回、平成30年に設置された議員定数調査検討部会の経緯を確認した後、部会員による意見交換を行いました。

部会員からは、人口が年々増えており、多様な世代の声を拾うためには定数を増やすべきであるや、定数を増、減、現状維持のいずれにするにしても根拠づけが必要であるなどの意見がありました。その結果、次回会議では、1. 類似団体である人口5万5,000人程度の地方自治体の人口及び議員定数の推移、2. 類似団体の議員定数変更の理由、3. 人口増加地域の議員定数の状況、4. 議員定数を増とした自治体の有無の4項目を調査することになりました。

令和4年8月24日の会議では、その4項目について、全国市議会議長会の資料を基に平成28年から令和3年までの直近5年間の範囲で分析を行いました。分析した結果、大きく4つの点が分かりました。

1つ、人口5万5,000人程度の類似団体の平均議員定数は、令和3年12月31日現在19.2人であった。2つ目、人口類似団体について、過去5年間で議員定数を変更した市は28市あるが、人口の増減に関わらず28市全て議員定数を減としていた。3. 全国において、令和4年以降に議員定数を変更する市は63市あるが、人口の増減に関わらず63市全て議員定数が減となる。4. 人口増加地域における議員定数減の理由としては、特別委員会や協議会からの答申の結果や市民アンケートの結果や、今後の人口ビジョンや、類似団体の議員定数や委員会の委員構成が議会運営上支障を来さないなどでありました。

この調査結果を踏まえ、各部会員に意見を聴取したところ、議員定数は現状維持が妥当であるで意見が一致しました。その結果、次回会議では、議員定数は現状維持とするを部会として結論づけるための検討を行うこととなりました。

令和4年11月1日の会議では、議員定数が当市の18人に対し、人口5万人台の類似団体の市の平均は19.2人であり乖離していない。人口類似団体で、過去5年間で議員定数を増やした市は一つもない。当市の人口ビジョンでは、今後人口減と予測されている。当市の議員定数は18人であるため、3つの常任委員会の定数が均等になり議会運営上支障を来さないの理由から、当市議会議員の定数18名は現状維持が妥当であると最終的な部会としての結論づけを行いました。

以上で、議会基本条例推進特別委員会 議員定数調査検討部会のこれまでの活動報告を終わります。令和5年6月23日、議会基本条例推進特別委員会 議員定数調査検討部会副部長 広瀬守克。

○議長（庄田昭人君） 続きまして、議会基本条例推進特別委員長 若園五朗君。

○議会基本条例推進特別委員長（若園五朗君） 議会基本条例推進特別委員会委員長 若園五朗です。

ただいま各部長から報告をしていただきましたが、研修・予算決算検討部会では、2回にわたる議員研修の開催、8回にわたる予算決算特別委員会設置についての審議、このような活動報告をしていただきました。

その結果、効果的な予算決算の審議等についての理解を深めることができましたし、部会として予算決算特別委員会設置決議と運営要綱の案を固められました。

広聴・情報発信検討部会では、部会としての意見交換会の開催、市民との意見交換会の開催検討、各常任委員会における意見交換会の開催検討、議会映像配信用機器の設置及び導入の完了、このような活動報告をしていただきました。

その結果、朝日大学の学生や市民との意見交換会を実施することができましたし、独自に意見交換会を開催された常任委員会もありました。

また、議会映像配信については、令和4年第4回定例会から本格運用を開始することができました。

議員定数調査検討部会では、3回にわたる調査・研究をしていただき、最終的に本市議会議員の定数18名は現状維持が妥当であるとの結論が導かれました。

以上のことから、当特別委員会は一步一步確実に前に進んでいるのではないかと考えておるところでございます。

なお、各部会につきましては、令和5年の6月をもって設置期間が満了するため、今後の部会の在り方について検討する必要があることから、令和5年6月9日に第17回委員会を開催しました。

各部会から提出された様々な課題などを整理し、協議した結果、当委員会が課題や成果を直接引き継ぐこととし、新たに部会は設置しないとの結論に至りました。

今後も、当特別委員会の目的である議会基本条例の目的を達成するための具体的な運用に関する調査・研究を推進し、市民の皆様に分かりやすい開かれた議会を目指していきたいと考えています。

以上で、議会基本条例推進特別委員会の中間報告を終わります。令和5年6月23日、議会基本条例推進特別委員会委員長 若園五朗。

○議長（庄田昭人君） これで議会基本条例推進特別委員会の中間報告は終わりました。

議会基本条例推進特別委員会委員長の中間報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14 議員派遣について

○議長（庄田昭人君） 日程第14、議員派遣についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議員派遣を会議規則第169条の規定により提出しております。

内容については4件ございます。

議会事務局長より説明させます。

○議会事務局長（久野秋広君） それでは、議長に代わり4件説明します。

まず1件目は、令和5年7月14日に岐阜県市議会議長会主催による議長会議、講演会及び情報交換会が海津市OCT文化センターほかで開催されるため、会議に出席する副議長を派遣するものです。

2件目は、令和5年8月3日に株式会社廣瀬行政研究所主催による広聴広報に関する講座が京都経済センターで開催されますが、効果的な広聴広報の進め方を学ぶため、議会広報編集委員4名を派遣するものです。

3件目は、令和5年8月6日、各務原市消防学校において開催される岐阜県消防操法大会へ市消防団が出場するので、消防団員の士気の高揚を図るため副議長を派遣するものです。

4件目は、令和5年8月21日、県民ふれあい会館において開催される市町村議会議員セミナーです。市町村職員研修センターで受講決定された人数により議員を派遣するもので、地方行政を取り巻く諸課題について理解を深めていただきたいと思います。以上です。

○議長（庄田昭人君） 以上の4件について、議員を派遣することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが、御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、派遣の内容に変更が生じた場合は議長に一任願います。

閉会の宣告

○議長（庄田昭人君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和5年第2回瑞穂市議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時30分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年6月23日

瑞穂市議会 旧議長 若井千尋

議長 庄田昭人

旧副議長 松野貴志

副議長 杉原克巳

議員 若原達夫

議員 北川静男